

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	佐賀県心身障害者扶養共済制度条例	法令の番号	昭和45年佐賀県条例第11号						
許認可等の種類	心身障害者扶養共済 口数の追加申し込み	根拠条項	第6条、第7条						
審査基準	<p>◎制度への加入は口数単位によるものとし、同一の心身障害者について加入できる口数は2口までとする。</p> <p>◎加入の申込者又は加入者は、口数の追加(以下「口数追加」という。)の加入時に第四条第一項第二号に規定する加入資格を有するときは、規則の定めるところにより、知事に口数追加を申し込むことができる。</p> <p>知事は、前項の規定による申込みがあつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときに除いては、口数追加の承認をしなければならない。</p> <p>(1) 口数追加の申込者が、口数追加時に特別の疾病又は障害を有するため心身障害者扶養保険契約の対象となることができないとき。</p> <p>(2) 口数追加の対象となる心身障害者について、既に口数が追加されているとき。</p>								
	受付機関	各市町村	処理機関	障害福祉課	交付機関	障害福祉課	標準処理期間	35～58日	目次
						標準経由期間	3日	NO	